

2025 年 6 月 25 日

お客様各位

広島市信用組合

法人向けインターネットバンキングのご利用規定の一部改定のおしらせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合は、2025 年 8 月 1 日から、下記のとおり法人向けインターネットバンキングのご利用規定を改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 改定内容

- ・振込指定口座の指定方法に事前登録方式を追加。
- ・「入金指定口座」を「振込指定口座」に修正

※その他の変更は別紙の新旧対照表をご参照ください。

2. 改正施行日

- ・2025 年 8 月 1 日（金）

以上

○新旧対照表(シシンヨー法人向けインターネットバンキング利用規定)

新	旧
第3章 [振込振替サービス] 第10条 振込振替サービス (1)振込振替サービスの内容 ① 振込振替サービスとは、予め届け出た利用口座のうち、契約者が指定した当組合の本支店における契約者名義の預金口座(以下「支払指定口座」という。)から振替資金または振込資金(以下「振込振替資金」という。)を引落しのうえ、当組合の本支店を含む全国銀行データ通信システム(全銀システム)に加盟している金融機関の本支店の預金口座(以下「振込指定口座」という。)宛に振替または振込を行うサービスをいいます。なお、振込指定口座の預金科目等は当組合所定のものとします。 ② 振替と振込との区別は、次により取扱うものとします。 ア. 「振替」・・・支払指定口座と振込指定口座(代表口座または契約口座に限る。)が当組合の同一店内において同一名義の預金口座間の資金移動取引は「振替」として取扱います。 ⑤ 振込指定口座の指定方法は、契約者があらかじめ当組合所定の書面により振込指定口座を届け出る方法(事前登録方式)、および契約者が依頼の都度振込指定口座を指定する方法(都度振込方式)により取扱います。 (6) 振込指定口座への振込ができない場合の取扱い ① 確定した振込の依頼に基づき、当組合が発信した振込資金が振込指定口座へ振込できず振込先金融機関から返却された場合は、支払指定口座へ入金するものとします。この場合、振込手数料は返却しません。 第4章 [データ伝送サービス] 第12条 総合振込、給与振込サービス (3) 総合振込、給与等振込の振込指定口座 総合振込、給与等振込で、契約者が振込指定できる振込指定口座は、当組合の本支店を含む全国銀行データ通信システム(全銀システム)に加盟している金融機関の本支店の預金口座とします。なお、指定できる振込指定口座の預金科目等は当組合所定のものとします。	第3章 [振込振替サービス] 第10条 振込振替サービス (1)振込振替サービスの内容 ① 振込振替サービスとは、予め届け出た利用口座のうち、契約者が指定した当組合の本支店における契約者名義の預金口座(以下「支払指定口座」という。)から振替資金または振込資金(以下「振込振替資金」という。)を引落しのうえ、当組合の本支店を含む全国銀行データ通信システム(全銀システム)に加盟している金融機関の本支店の預金口座(以下「入金指定口座」という。)宛に振替または振込を行うサービスをいいます。なお、入金指定口座の預金科目等は当組合所定のものとします。 ② 振替と振込との区別は、次により取扱うものとします。 ア. 「振替」・・・支払指定口座と入金指定口座(代表口座または契約口座に限る。)が当組合の同一店内において同一名義の預金口座間の資金移動取引は「振替」として取扱います。 ⑤ 入金指定口座の指定方法は、契約者が依頼の都度入金指定口座を指定する方法(以下「都度指定方式」という。)により取扱います。 (6) 入金指定口座への入金ができない場合の取扱い ① 確定した振込の依頼に基づき、当組合が発信した振込資金が入金指定口座へ入金できず振込先金融機関から返却された場合は、支払指定口座へ入金するものとします。この場合、振込手数料は返却しません。 第4章 [データ伝送サービス] 第12条 総合振込、給与振込サービス (3) 総合振込、給与等振込の入金指定口座 総合振込、給与等振込で、契約者が入金指定できる入金指定口座は、当組合の本支店を含む全国銀行データ通信システム(全銀システム)に加盟している金融機関の本支店の預金口座とします。なお、指定できる入金指定口座の預金科目等は当組合所定のものとします。